



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成17年 8 月 1 日月曜日 第1680号外 1

◇ 目 次 ◇

字の名称の変更（宇和島市）.....	1
漁港の指定の内容の変更.....	2

告 示

○愛媛県告示第1507号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、宇和島市長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

平成17年 8 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

変 更 前	変 更 後
大字浅川	吉田町浅川
大字魚棚	吉田町魚棚
大字裡町	吉田町裡町
大字沖村	吉田町沖村
大字奥浦	吉田町奥浦
大字河内	吉田町河内
大字深浦	吉田町深浦
大字法花津	吉田町法花津
大字本町	吉田町本町
大字北小路	吉田町北小路
大字白浦	吉田町白浦
大字立間	吉田町立間
大字立間尻	吉田町立間尻
大字知永	吉田町知永
大字鶴間	吉田町鶴間
大字南君	吉田町南君
大字西小路	吉田町西小路
大字東小路	吉田町東小路

大字大内	三間町大内
大字大藤	三間町大藤
大字音地	三間町音地
大字金銅	三間町金銅
大字兼近	三間町兼近
大字川之内	三間町川之内
大字北増穂	三間町北増穂
大字黒井地	三間町黒井地
大字黒川	三間町黒川
大字小沢川	三間町小沢川
大字古藤田	三間町古藤田
大字是延	三間町是延
大字是能	三間町是能
大字則	三間町則
大字曾根	三間町曾根
大字田川	三間町田川
大字戸雁	三間町戸雁
大字土居垣内	三間町土居垣内
大字土居中	三間町土居中
大字中野中	三間町中野中
大字波岡	三間町波岡
大字成家	三間町成家
大字迫目	三間町迫目
大字増田	三間町増田
大字三間中間	三間町三間中間
大字宮野下	三間町宮野下

大字務田	三間町務田
大字元宗	三間町元宗
岩松	津島町岩松
大字高田	津島町高田
大字近家	津島町近家
大字岩淵	津島町岩淵
大字増穂	津島町増穂
大字山財	津島町山財
大字御内	津島町御内
大字横川	津島町横川
大字下畑地	津島町下畑地
大字上畑地	津島町上畑地
田之浜	津島町田之浜
曾根	津島町曾根
脇	津島町脇
田風	津島町田風
泥目水	津島町泥目水
坪井	津島町坪井
弓立	津島町弓立
胤鳴	津島町胤鳴
横浦	津島町横浦
嵐	津島町嵐
針木	津島町針木
浦知	津島町浦知
塩定	津島町塩定
柿之浦	津島町柿之浦
大浦	津島町大浦
曲島	津島町曲島
平井	津島町平井
漁家	津島町漁家

成	津島町成
須下	津島町須下
後	津島町後
鯉網代	津島町鯉網代
竹ヶ島	津島町竹ヶ島
北灘	津島町北灘

○愛媛県告示第1508号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、漁港の指定の内容を次のように変更する。

平成17年 8 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名称	種類	所在地	区 域	
			水 域	陸 域
石心	第 2 種 漁港	(変更後) 宇和島市	(変更後) 宇和島市石心字堂崎 1351番ドウザキ鼻から 同市石心字白浦86 番 1 エビサキ鼻に引 いた線及び陸岸によ り囲まれた海面	水域内の水際線から 幅15メートル以内の 地域
		(変更前) 宇和島市 大字石心	(変更前) 石心字堂崎1351番地 ドウザキ鼻から石心 字エビサキ86番地山 五エビサキ鼻に引 いた線及び陸岸によ り囲まれた海面	
平浦	第 2 種 漁港	(変更後) 宇和島市	(変更後) 宇和島市平浦1232番 3 地先防波堤基部を 中心として半径 500 メートルの円内の海 面	水域内の水際線から 幅50メートル以内の 海面
		(変更前) 宇和島市 大字平浦	(変更前) 平浦地先防波堤基部 を中心として半径 5 00メートルの円内の 海面	
魚泊	第 2 種 漁港	宇和島市	(変更後) 宇和島市遊子2009番 11 (イ点) から86度 1000メートルの地点 (ロ点) に引いた線 (イ線)、同市遊子 5558番に設置された 標柱 (八点) からロ 点に引いた線 (ロ線) 及び陸岸により 囲まれた海面	水域の欄に規定する イ線、同欄に規定す るロ線、同欄に規定 するイ点から 291 度 260メートルの地点 (二点) に引いた線 、二点から 240 度 4 00メートルの地点 (ホ 点) に引いた線、 ホ点から 212 度30分 300メートルの地点 (へ点) に引いた線 、へ点から 176 度 3 40メートルの地点 (ト 点) に引いた線、 ト点から80度30分 4 40メートルの地点 (チ 点) に引いた線、 チ点から 171 度 170 メートルの地点 (リ 点) に引いた線、リ 点から 270 度30分 2
			(変更前) 宇和島市遊子字下水 ヶ浦4352番に設置さ れた標柱 (イ点) か ら86度1000メー ルの地点 (ロ点) に引 いた線 (イ線)、同 市遊子字丸越 802 番 に設置された標柱 (八 点) からロ点に引	

			いた線（口線）及び陸岸により囲まれた海面	00メートルの地点（又点）に引いた線、又点から 203 度30分 260メートルの地点（ル点）に引いた線、ル点から 147 度 3 50メートルの地点（ヲ点）に引いた線、ヲ点から 278 度 320メートルの地点（ワ点）に引いた線、ワ点から 185 度30分 4 50メートルの地点（カ点）に引いた線、カ点から 129 度30分 300メートルの地点（ヨ点）に引いた線、ヨ点から 152 度 3 20メートルの地点（夕点）に引いた線、夕点から 238 度 180メートルの地点（レ点）に引いた線、レ点から 160 度30分 3 00メートルの地点（ソ点）に引いた線、ソ点から 129 度 280メートルの地点（ツ点）に引いた線、ツ点から 176 度 170メートルの地点（ネ点）に引いた線、ネ点から87度 410メートルの地点（ナ点）に引いた線、ナ点から 182 度 425メートルの地点（ラ点）に引いた線、ラ点から96度 170メートルの地点（ム点）に引いた線、同欄に規定する八点からム点に引いた線及び水際線により囲まれた地域並びに水域内の島しょ				及び水際線により囲まれた地域
	結出	第 2 種 漁港	宇和島市	（変更後） 宇和島市下波4407番 1 から同市下波2261 番 1 まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 （変更前） 下波村字江湖甲2636 番地先防波堤基部から下波村字六郎行甲 1060番地中心点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面			水域内の水際線から幅50メートル以内の地域	
喜路	第 2 種 漁港	（変更後） 宇和島市	（変更後） 宇和島市日振島3499 番（オ点）から同市日振島2838番 1（ワ点）に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	水域の欄で規定するオ点から 232 度 124メートルの地点（イ点）に引いた線、イ点から 200 度 108メートルの地点（ロ点）に引いた線、ロ点から 289 度94メートルの地点（八点）に引いた線、八点から 307 度 140 5メートルの地点（二点）に引いた線、二点から 278 度 178メートルの地点（ホ点）に引いた線、ホ点から 3 07度 139メートルの地点（ヘ点）に引いた線、ヘ点から 318 度30分 109メートルの地点（ト点）に引いた線、ト点から 3 30度 138メートルの地点（チ点）に引いた線、チ点から27度 178メートルの地点（リ点）に引いた線、リ点から 324 度 1 60メートルの地点（又点）に引いた線、又点から28度 194メートルの地点（ル点）に引いた線、ル点から水域の欄で規定するワ点に引いた線				
		（変更前） 北宇和郡 宇和海村 宇和海村	（変更前） 北宇和郡宇和海村大字喜路字早磯甲 5 番地の 3 と同番地の 2 との境界水際点（オ点）から同字小喜路甲 105 番地と同 106 番地との境界水際点（ワ点）に引いた線及び陸岸により囲まれた海面					

